

送テ内務省保身課ニ対シテハ予メ本件電誌済ニ有之申添候

ヤニニ一八八四

5. 7. 20  
1465

労務第三三九六號

昭和五年七月二十五日

警視總監 丸山 鶴 吉

内務大臣 安達謙藏 殿

社會局長 官 殿

大阪神奈川 兵 庫 各府縣知事 殿

大都會送店船夫ノ勞働爭議ニ關スル件 (發生)

要旨 以事業主カ往來ノ定期仕立制ヲ廢シ積止仕立制トスル旨發表シタルニ因リ船夫ハ生活ノ安定ヲ欠クモノトシテ七月二十二日京濱船夫組合ノ名義ヲ得報回ヲ要ス  
① 二十二日船泊十九隻ヲ大川崩ニ繋留ス  
② 事業主ハ廿五日回答ノ予定

標記運送店ニ勞働爭議發生シタルカ状況左記ノ如シ